

# 管理職員の深夜手当支給要件が改善

## 災害時等に午前0時から支給⇒午後10時に改善

皆さんの声で支給要件が改善されました。

### 管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
  - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職職員、専門スタッフ職職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

管理職員になった皆さん、今年の人  
事院勧告で管理職ユニオンで要求して  
いた『深夜手当の支給要件』が改善し  
ました。今まで午前0時以降まで仕事  
をした場合に、3,500円の深夜手当  
が支給されていましたが、支給要件が  
緩和され午後10時以降となりますし  
た。(級により手当額が変わります)

人事院勧告『本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み』から

国土交通省管理職ユニオン  
中央本部(2024.8)